

第5章 関係地域の範囲

「関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」（平成10年12月24日三重県条例第49号）の第14条第1項において、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

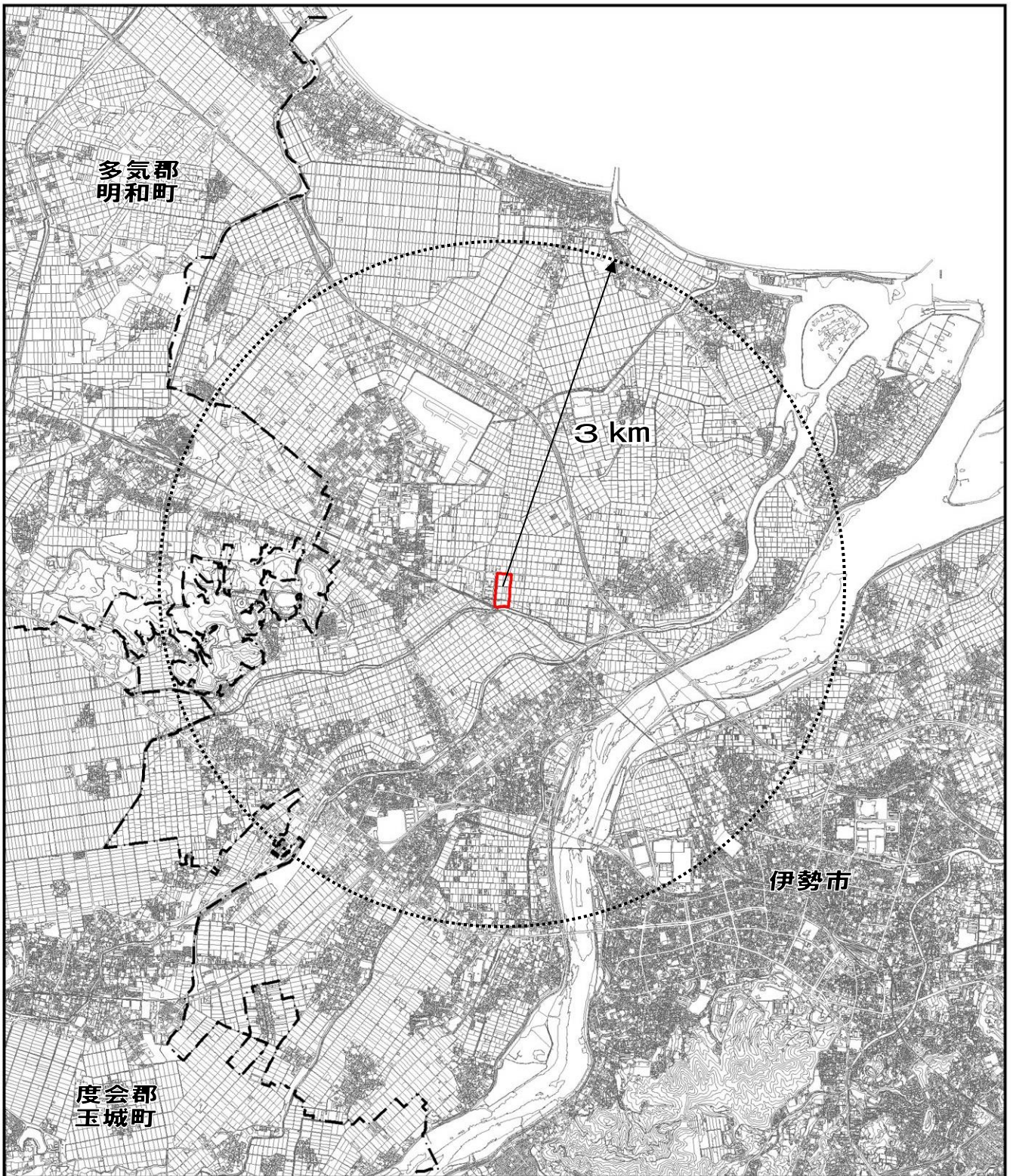
本事業で選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目である。

このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（エネルギー回収施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、その倍距離を包含できる半径約3 km^{*}を環境影響が及ぶ範囲として設定した。

本事業の関係地域は、環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見、方法書関係市町長意見、三重県知事意見及び環境影響評価の結果を踏まえ、図5-1に示すとおり、方法書関係地域と同様の伊勢市、明和町及び玉城町とした。

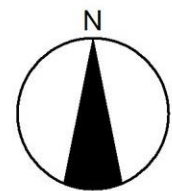
※以下の2点を勘案し設定した。

- ・大気質の予測結果（第7章 7-1 大気質）において、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね1 km程度の結果であった。
- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 関係地域



1:50,000



図 5-1 関係地域図